

雇児発0405第5号
平成24年4月5日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」の一部改正について

標記については、昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

別紙 「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
児 発 第 4 5 0 号 昭和 6 2 年 5 月 2 0 日	児 発 第 4 5 0 号 昭和 6 2 年 5 月 2 0 日
<p>[一部改正]昭和63年4月7日 児発第321号 平成元年5月29日 児発第390号の3 平成2年6月7日 児発第475号の5 平成4年4月10日 児発第382号の7 平成5年4月9日 児発第331号の7 平成6年6月29日 児発第639号の4 平成7年4月3日 児発第371号の7 平成8年6月24日 児発第618号の7 平成9年5月28日 児発第375号 平成10年6月12日 児発第457号 平成11年4月1日 児発第321号 平成11年4月30日 児発第418号 平成12年5月19日 児発第520号の2 平成13年8月2日 雇児発第507号の2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年5月23日 雇児発第0523004号の2 平成16年7月16日 雇児発第0716004号 平成17年6月1日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の2 平成18年6月27日 雇児発第0627009号 平成19年7月25日 雇児発第0725001号の6 平成20年6月12日 雇児発第0612014号の5 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の5 平成22年5月18日 雇児発0518第5号 平成23年6月17日 雇児発0617第17号 平成24年4月5日 雇児発0405第05号</p>	<p>[一部改正] 昭和63年4月7日 児発第321号 平成元年5月29日 児発第390号の3 平成2年6月7日 児発第475号の5 平成4年4月10日 児発第382号の7 平成5年4月9日 児発第331号の7 平成6年6月29日 児発第639号の4 平成7年4月3日 児発第371号の7 平成8年6月24日 児発第618号の7 平成9年5月28日 児発第375号 平成10年6月12日 児発第457号 平成11年4月1日 児発第321号 平成11年4月30日 児発第418号 平成12年5月19日 児発第520号の2 平成13年8月2日 雇児発第507号の2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年5月23日 雇児発第0523004号の2 平成16年7月16日 雇児発第0716004号 平成17年6月1日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の2 平成18年6月27日 雇児発第0627009号 平成19年7月25日 雇児発第0725001号の6 平成20年6月12日 雇児発第0612014号の5 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の5 平成22年5月18日 雇児発0518第5号 平成23年6月17日 雇児発0617第17号</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p>厚生省児童家庭局長</p>	<p>厚生省児童家庭局長</p>
<p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p>	<p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

改正後	現行
<p data-bbox="69 197 1115 231">別紙</p> <p data-bbox="436 260 750 288" style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p data-bbox="69 323 197 352">第1 目的</p> <p data-bbox="96 355 1115 571">児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p data-bbox="69 606 241 635">第2 一般事業</p> <p data-bbox="96 638 224 667">1・2 略</p> <p data-bbox="96 670 291 699">3 加算の方法等</p> <p data-bbox="118 702 1115 821">事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。</p> <p data-bbox="118 825 1115 914">なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。</p> <p data-bbox="118 917 1115 1007">また、当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準(以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p data-bbox="118 1010 1115 1067">おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。</p> <p data-bbox="118 1070 268 1099">(1)～(3) 略</p> <p data-bbox="96 1102 197 1131">4・5 略</p> <p data-bbox="69 1166 241 1195">第3 特別事業</p> <p data-bbox="96 1198 851 1227">1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)</p> <p data-bbox="118 1230 313 1259">(1) 事業の内容等</p> <p data-bbox="141 1262 224 1291">ア 略</p> <p data-bbox="141 1294 313 1323">イ 対象施設等</p> <p data-bbox="163 1326 1115 1383">分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p data-bbox="163 1386 1115 1476">都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p data-bbox="163 1479 302 1508">(ア)～(イ) 略</p>	<p data-bbox="1115 197 2168 231">別紙</p> <p data-bbox="1489 260 1803 288" style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p data-bbox="1115 323 1243 352">第1 目的</p> <p data-bbox="1142 355 2168 571">児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p data-bbox="1115 606 1288 635">第2 一般事業</p> <p data-bbox="1142 638 1270 667">1・2 略</p> <p data-bbox="1142 670 1337 699">3 加算の方法等</p> <p data-bbox="1164 702 2168 821">事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。</p> <p data-bbox="1164 825 2168 914">なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。</p> <p data-bbox="1164 917 2168 1007">また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p data-bbox="1164 1010 2168 1067">おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。</p> <p data-bbox="1164 1070 1314 1099">(1)～(3) 略</p> <p data-bbox="1142 1102 1243 1131">4・5 略</p> <p data-bbox="1115 1166 1288 1195">第3 特別事業</p> <p data-bbox="1142 1198 1904 1227">1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)</p> <p data-bbox="1164 1230 1359 1259">(1) 事業の内容等</p> <p data-bbox="1187 1262 1270 1291">ア 略</p> <p data-bbox="1187 1294 1359 1323">イ 対象施設等</p> <p data-bbox="1209 1326 2168 1383">分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p data-bbox="1209 1386 2168 1444">都道府県及び指定都市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p data-bbox="1209 1479 1348 1508">(ア)～(イ) 略</p>

改正後	現行
<p>(エ) <u>分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設に移行できない場合のみを対象とすること。</u></p> <p>(オ) 略 ウ～オ 略</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額4,695,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ 略</p> <p>2 家族療法事業</p> <p>(1) 事業の内容等 ア～イ 略 ウ 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(ア) 略 (イ) 略</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 2,000,000円 (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 1,000,000円</p> <p>イ 略 3～4 略</p>	<p>(エ) <u>同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。</u></p> <p>(オ) 略 ウ～オ 略</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額4,665,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ 略</p> <p>2 家族療法事業</p> <p>(1) 事業の内容等 ア～イ 略 ウ 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県及び指定都市市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(ア) 略 (イ) 略</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 1,998,000円 (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 999,000円</p> <p>イ 略 3～4 略</p>

改正後

第4 報告等

- 1 本事業の経理は、平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」により行う（ただし、平成27年3月31日までの間は、引き続き「平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知「社会福祉法人会計基準の制定について」等により行うことができる。）ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2～4 略

別表 略

別紙様式1～5 略

現行

第4 報告等

- 1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により行う（ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。）ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2～4 略

別表 略

別紙様式1～5 略

改正後

別添

- 1 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所
 (平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 2 一時預かり事業実施保育所 (平成23年9月30日雇児発0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援策交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)
 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- 3 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児・病後児保育自主事業実施保育所(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 4 乳児が3人以上入所している保育所
 (4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること。)

現行

別添

- 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所
 (平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 2 一時預かり事業実施保育所 (平成20年11月28日雇児発1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)
 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- 3 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児・病後児保育自主事業実施保育所(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 4 乳児が3人以上入所している保育所
 (4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること。)